

先生に 相談 しましょう

就職活動中の皆さんへ

求人票を見直してみよう！
希望地域や条件など、選択肢を広げて考えよう。

内定を勝ち取るまで、自分を信じよう！
自分の強みを見つけ、自己PRを充実させよう。

志望先が決まったら、くり返し面接練習をしよう！

面接は相手を変えて何度も練習することが大事です。

周りのサポートを受けよう！

自分一人で考え込まないようにしよう。先生や保護者の方に相談しよう。



これから社会人となる皆さんへ

働く前に **きちんと確認!**

アルバイトをする人も同じです。

あなたはどのような労働条件で働くの？

労働契約ってなに？



「労働契約」（「雇用契約」）とは、働く人と会社との間で結ぶ労働条件の約束のことです。働く人と会社が、ある条件の下で、「働きます」、または「雇います」という約束をすると、双方が「労働（雇用）契約」を結んだこととなります。

会社（使用者）が労働者を採用するときは会社は賃金、労働時間など重要な項目について、書面などではっきり示さなければなりません。そこで、具体的な項目を確認していきます。（労働基準法第15条第1項）

労働契約に明示しなければならない **7** 項目

- ① いつからいつまで働くかについて（契約期間）
 - ② 契約更新の基準について（契約期が決まっている場合）
 - ③ 仕事をする場所や仕事の内容
 - ④ 仕事の始めと終わりの時間、残業の有無、休憩時間、及び休日や休暇について
 - ⑤ 給料はどのように決定し、どのように支払われるのかについて（賃金の決定、計算と支払の方法、支払の時期など）
 - ⑥ 退職するとき、または解雇されるときに決まりについて
 - ⑦ 昇給について
- ※①～⑥は書面で明示、⑦は口頭でもよい

働く前に
確認

面接 に臨む

進路相談員が企業訪問の際、採用担当者の方からうかがった例を紹介します。

「終始、笑顔がない。」「暗く、元気がまったくない。」という人は採用しにくい。

明るく
元気に

志望動機を
大切に

「なんで、うちを受けたの？」と聞いても答えられない人は採用しにくい。



会社研究を
しっかり



「楽しく仕事をしているように見えたから受けました。」と言われても、仕事は楽しいだけではないので、採用しにくい。

第2回



知って役立つ労働法 Q&A

労働法は、皆さんが生きがいや、やりがいを持って働くことができるための法律です。働き始めるときやアルバイトをするときには労働法について知っておくことが大切です。今回も、最低限知っておきたいルールについてQ&A形式で紹介いたします。これらのルールを頭に入れ、働くときには、条件をよく確認しましょう。（厚生労働省「これってあり?～まんが知って役立つ労働法Q&A～」より）

最低賃金

「最初は時給800円」
だと言われた…
これってあり？



最低賃金は
都道府県に
よって
違います！

A ダメです！都道府県ごとに賃金の最低額が定められており、それより低い額は認められません。

会社は全ての人に最低賃金以上の賃金を支払わねばならないことが、「最低賃金法」で定められています。万が一、800円で働くことに同意しても、法律によって無効となることから、最低賃金との差額を請求することができます。

◆北海道の地域別最低賃金は、令和元年10月3日より、

時間額 **861** 円です。

両立支援・均等取扱い

「妊娠したら辞めてもらう」って言われたんだけど…これってあり？

A 妊娠・出産、産前産後の休業や育児休業の申し出・取得などを理由とする以下のような不利益な取り扱いは、法律で禁じられています。

■退職強要 ■解雇 ■降格 ■契約の更新拒否（雇止め）など

◆妊娠・出産 出産前6週間（双子以上の場合は14週間）は休業できます。会社は、出産後8週間は就業させてはいけません。

◆育児 原則として子供が1歳（一定の条件を満たした場合は最長2歳）になるまで、男女ともに育児休業を取得できます。

◆介護 対象者1人につき、通算93日、最大3回まで分割して介護休業を取得できます。

解雇

自分のミスが原因で「もう明日から来なくていい」と言われた…



もう来なくて結構

これってあり？

A 解雇には社会の常識にかなう納得できる理由が必要となります。

■労働基準法 ■労働組合法 ■男女雇用機会均等法 ■育児・介護休業法

*たとえ解雇が有効であったとしても、解雇を行う場合、30日分以上の平均賃金を支払う必要があります。

◆アルバイトや契約社員など、契約期間に定めのある労働契約を結んでいる場合、契約期間中に解雇することは、「契約違反」となり、原則としてできません。（やむを得ない事由がある場合を除く）